

利用規約書を事前によくお読みいただきからお申込ください

JALオンライン 企業登録申込用紙（2023年4月12日搭乗分以降）

利用規約書に同意し、JCBカード法人会員として「JCB de JALONLINE」航空券予約サービスの利用申し込みをします。

申 込 日： 年 月 日

会社名/所在地

フリガナ

会社名 (登記法人名)
フリガナ

所在地

管理責任者

JALオンライン申込についての責任者

フリガナ	

氏名	
氏名ローマ字	所属/役職
Eメールアドレス	
電話番号	

利用管理者

JALオンライン管理者操作用のユーザーIDを付与します
※上記と異なる場合のみご記入ください

フリガナ	

氏名	
氏名ローマ字	所属/役職
Eメールアドレス	
電話番号	

- 登録完了後、JALよりご連絡させていただきます。
- 企業登録には約2週間程度かかります。

JAL使用欄

企業ID

通知日

「JCB de JALONLINE」航空券予約サービスの利用お申し込みをする前に、必ず本規約をご覧ください。
お申し込みいただいた時点で規約にご了承いただいたものと見なします。

第一条 (JCB de JALONLINE)

本規約において「JCB de JALONLINE」とは株式会社ジェシービー(以下「JCB」という)と日本航空株式会社(以下「JAL」という)の契約を前提に、JALがJCB法人カード会員及びJCBコーポレートカード会員(以下「利用者」という)向けにインターネットWEB上において提供する航空券の予約手配・発券・搭乗・運賃料金精算の包括的な利用形態、システムの総称とする。利用形態は各号の通り。

1. 予約に際しては、利用者が利用するコンピューター端末機から、予め通知されたID・パスワード(以下「ID等」という)を用いて、「JCB de JALONLINE」にログインし、JALグループ国内線の座席予約及び発券を行う。
2. 「JCB de JALONLINE」において発券の際にはJCB法人カードもしくはJCBコーポレートカード(以下「JCBカード」という)を利用するものとする。
3. 利用者は空港においてJALが指定する認証方法にて有効性を認証することにより、搭乗する。
4. 精算については、発券精算とする。
5. 利用者が別に有効なJAL航空券を所持している場合にはこれを利用することも可能とする。但しこの場合は本規約第十一条の精算行為の規定に含まれない。
6. 利用可能な運賃種別についてはJALが別途定めるものとする。

第二条 (利用者の登録)

1. 「JCB de JALONLINE」の利用に先立ち、利用者は、本規約を承認した上で、JAL所定の方法により、JAL所定の事項を申告し、利用登録申請を行うものとする。なお、利用者は日本国内に登記がある法人または個人事業主とする。
2. 「JCB de JALONLINE」の利用者が、お得意様番号を得るにあたっては各々JALマイレージバンクカードに加入し、その利用契約、会員規約等に基づくものとする。
3. 本条第一項で利用登録申請した利用者のうち、JCB及びJALにて審査手続きを行い、利用登録を承認した利用者に対し、JALはID等を付与し、本サービスを提供するものとする。

第三条 (登録の拒絶)

JCB及びJALは、第二条第一項で利用登録申請した利用者が以下の何れかの項目に該当する場合、その利用者の本サービスの利用を拒絶できるものとする。

1. 利用登録申請をした利用者が、本サービスの対象でない場合(JCBカード会員資格を喪失している場合または、JCBカード使用者資格を喪失している場合、JCB個人会員の場合)。
2. 利用登録申請をした時点で、JCBカードに利用状況、お支払状況、利用者の信用状況等により利用者の本サービスの利用が適当でないことJCBが判断した場合。
3. 利用登録申請の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。
4. JCBに予め登録されている情報について改めて確認が必要な場合。
5. カード不正使用による被害発生時や、利用者がJCBに届け出た氏名、勤務先、住所、お支払口座等に変更があり、直ちにJCB所定の届出用紙により手続きを行わなかった場合など正確な本サービスの提供が困難と予測される場合。
6. その他、会員規約違反などJCB及びJALが利用者として不適当と判断した場合。

第四条 (接続方法)

利用者のコンピューター端末機からJALのホストコンピューターへの接続については、ダイヤル接続もしくはインターネット接続とし、必要な通信手段の手配、通信に関わる費用は利用者の負担とする。

第五条 (操作元認証)

JALのホストコンピューターへの接続を行うにあたってはID等を用いたログイン段階での操作元認証を行う。

第六条 (ID等の管理責任)

1. 利用者は、自己のID等の使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID等を用いてなされた一切の行為及びその結果について、自己が行ったものとみなされることを承認するものとする。
2. ID等が第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無に拘らず、利用者が負担するものとし、JCB及びJALはいかなる責任をも負わないものとする。
3. 利用者は、本サービスによりダウンロードした個々のデータにおいても使用、管理について一切の責任を負うものとし、データ改変など利用者ならびに第三者に不利益や損害が発生した場合にもJCB及びJALはその責任を負わないものとする。
4. 利用者は、自己の設定したID等を失念した場合は、直ちにJALに届け出るものとし、JALの指示に従うものとする。なお、この場合であっても当該ID等によりなされた本サービスの利用は、当該利用者が利用したとみなすことに異議ないものとする。

第七条 (予約の作成・変更・取り消し・払い戻し)

1. 「JCB de JALONLINE」での搭乗を希望する場合、予約手配は「JCB de JALONLINE」を使用して行うものとする。
2. 予約変更、追加、取り消しについては最初に予約手配を行った「JCB de JALONLINE」を使用して行うものとする。
3. 払い戻しが必要な航空券についてはJALの航空券取扱規約、運用に準ずる。また払い戻しの精算はJCBカードにて行う。
4. 予約キャンセル待ちを行った予約記録の座席手配が出来た場合はJALより利用者へメールにて連絡を行う。

第八条 (予約の未利用)

1. 未利用の予約記録については、JALの航空券予約取扱規約、運用に準ずる。
2. 取り消しにあたり、取消手数料が発生する場合、利用者は規定の手数料を支払う。

第九条 (搭乗)

利用者は第一条第三項の方法にて認証されることにより搭乗することができる。認証できない場合、または予約が有効でも「JCB de JALONLINE」で発券されていない場合には、JALは搭乗を拒否することができる。

第十条 (運送約款)

利用者のJALグループ国内線搭乗にあたってはJALグループの国内旅客運送約款に従う。

第十一条 (精算)

1. 利用者が「JCB de JALONLINE」で航空券を発券した場合、航空券の発券時に、JCBカードの会員規約(ショッピングの利用)に基づきショッピング利用が行われたこととなり、JCBカードの会員規約所定の期日に支払精算を行うものとする。なお、航空券の発券後の取消しが行われた場合には、取消手数料が発生した日をショッピング利用の日とする。
2. 前項にかかわらず、予約の変更に伴い追加請求が発生した場合は、第一条第二項で指定したカード以外の利用もできるものとし、第一条第二項で指定したカード以外の利用をした場合の払い戻しにあたっては第七条第三項に関わらず利用したカードにて行うものとする。

第十二条 (利用停止)

JCB及びJALは、利用者の利用に際して本規約第二十二條第二項の各号に準じる問題が発生したと判断した場合には、「JCB de JALONLINE」の利用を停止し、以下に定める方法で「JCB de JALONLINE」での搭乗を拒否することができる。

1. JALのホストコンピューターへの接続停止
2. 手配済みの未搭乗予約記録の自動取消
3. 発券済み航空券の発行取消

第十三条 (利用上限)

JCB及びJALは、その判断により利用者が「JCB de JALONLINE」を利用する際に利用金額の上限を設定できるものとする。

第十四条 (ソフトウェア、データベースの所有権・著作権)

1. 「JCB de JALONLINE」利用にあたりJALが利用者に対して提供するソフトウェアの所有権、著作権及び一切の権利はJALに帰属し、利用者はこれを抹消または複製・改変・開示またはその他の機器で使用してはならない。
2. JALが所有するデータベースの著作権、所有権及びその他一切の権利はJALに属する。

第十五条 (運用停止)

1. JALは、以下の場合において「JCB de JALONLINE」サービスの運用を停止することができる。
2. JALが保守、整備、改修、機器交換のためシステムの全部または一部を停止する場合。
3. 天変地異、騒乱、戦争、ストライキ等、JALの管理不可能な理由によりシステムの全部または一部を停止する場合。

第十六条 (ソフトウェア障害責任)

JALは、提供ソフトウェアの不作為、誤操作等により利用者の被った損害についてJALの故意または重大過失に基づく場合を除き、その責を負わない。

第十七条 (端末障害責任)

JALは、利用者のコンピューター端末に障害が発生した場合、JAL提供のシステムに起因する障害であることが明白に特定できない限り一切の責を負わない。

第十八条 (不正使用の禁止)

利用者は、正当な操作方法以外の方法で「JCB de JALONLINE」を使用してはならない。不正使用に起因する事故やJALに対して重大な影響を及ぼした場合は、利用者がその責を負い、JALは利用者に対して相応の賠償を請求できるものとする。

第十九条 (第三者への販売行為の禁止)

1. 利用者は、本人以外への航空券類の販売やこれに類する行為を行ってはならない。
2. 利用者は、JALの代理業務やこれに類する行為を行ってはならない。

第二十条 (機能追加)

「JCB de JALONLINE」の機能追加がなされた場合、利用者は特にJCB及びJALより定めがある場合を除き、本規約の改訂を行うことなくこれを利用することができる。

第二十一条 (利用終了・抹消)

1. 利用者はJALに対して書面で通知することにより、本利用を終了することができる。
2. JCB及びJALは、利用者において各号のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれのある場合、利用者に対する通知を要せずに直ちに本利用登録を抹消することができる。
 - (1) 「JCB de JALONLINE」のシステムの不適当な操作、運用が行われた場合。
 - (2) 本規約に定める各条項に違反した場合。
 - (3) JCBに対する航空券類の代金を一回でも滞納した場合。
 - (4) JCBカードを退金した場合またはJCBカードの会員資格を喪失した場合。
3. JCB及びJALは、利用者において以下各号のいずれかに該当する場合、若しくは該当するおそれがあると合理的に判断した場合、利用者に対する通知を要せずに直ちに本登録を解除することができる。
 - (1) 次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ その他前記①ないし⑤に準ずるもの
 - (2) 前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次に掲げるいずれかに該当する関係を有する場合。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 - (3) 自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行った場合。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記①ないし④に準ずる行為
4. 本条第二項又は第三項により本登録が解除された場合は、JALは、利用者と別途JALオンラインを利用した契約及び利用登録を拒絶することができる。

第二十二條 (協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約に関して疑義が生じた場合は、その都度JCB、JAL及び利用者間で協議し誠意を以てその解決にあたるものとする。